

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第21号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(内装の制限)</p> <p>第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。</p> <p>(1) 耐火建築物で3階以上の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 準耐火建築物で2階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) <u>耐火建築物及び準耐火建築物</u>以外の建築物（平家建ての建築物を除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (客席部と舞台との防火区画)</p> <p>第43条 興行場等の用途に供する建築物で、客</p>	<p>(内装の制限)</p> <p>第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第129条第1項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。</p> <p>(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）（以下この条においてこれらを「耐火建築物等」という。）で3階以上の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 準耐火建築物又は特定避難時間が45分以上1時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物（以下この条においてこれらを「準耐火建築物等」という。）で2階の部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) <u>耐火建築物等及び準耐火建築物等</u>以外の建築物（平家建ての建築物を除く。）で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの (客席部と舞台との防火区画)</p> <p>第43条 興行場等の用途に供する建築物で、客</p>

席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界に小屋裏まで達する法第27条第1項ただし書に規定する政令で定める主要構造部の耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第14項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のもの及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第50条 第5条、第7条第1項、第13条、第48条及び第49条の2の規定は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

席部の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、舞台の部分（花道その他これに類する部分を除く。）と客席部との境界に小屋裏まで達する法第21条第1項ただし書に規定する政令で定める主要構造部の耐火性能に係る技術的基準に適合する準耐火構造とした額壁を設け、その開口部には、政令第112条第14項第2号に定める構造の特定防火設備を設けなければならない。ただし、舞台の部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類する消火設備で自動式のもの及び政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第50条 第5条、第7条第1項、第13条、第48条及び第49条の2の規定は、法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物について、知事が定める範囲内において、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。